

やまなし教育会議設置要綱

（目的）

第1条 知事と教育関係者が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育の振興を図るため、やまなし教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 教育大綱に定める施策を実施するに当たっての課題等について
- (2) これからの山梨の教育について
- (3) その他必要な事項

（構成員）

第3条 会議は、別紙の表に掲げる団体等（以下「団体等」という。）をもって構成する。

（会議）

第4条 会議は、知事が招集する。

- 2 団体等は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、知事に対し協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 3 会議においてその団体等の事務の調整が行われた事項については、その団体等は、その結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第5条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があると認められるときは、この限りでない。

（議事録）

第7条 知事は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。

（事務局）

第8条 会議の事務局を総合県民支援局まなび支援課に置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。